

令和6年2月14日

## 民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

**1 開催日時** 令和6年2月14日（水曜日）午前11時8分～午後0時29分

**2 開催場所** 第1・2委員会室

**3 報告事項**

(1) 令和6年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ④青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- ⑦青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧青森市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①青森市清掃工場の破砕選別処理施設の再稼働に向けた火災対策整備工事について
- ②外ヶ浜町ごみ処理施設改修工事期間中の可燃ごみ及びし尿汚泥等の受入れについて
- ③訴訟について
- ④青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定について
- ⑤「青森市急病センター」について
- ⑥令和6年能登半島地震に係る保健師の応援派遣について
- ⑦共同経営・統合新病院に関する報告について

### ○出席委員

委員長 赤平勇人  
副委員長 工藤夕介  
委員 竹山美虎  
委員 関 貴光

委員 中村美津緒  
委員 小豆畑 緑  
委員 木戸喜美男

### ○欠席委員

委員 山田千里

### ○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩文  
福祉部長 岸田 耕司  
保健部長 千葉 康伸  
市民病院事務局長 奈良 英文  
環境部次長 泉 宏明  
福祉部次長 大久保 綾子  
保健部次長 榊 乃里子

保健部次長 加福 拓志  
市民病院事務局次長 今 国弘  
市民病院事務局次長 遠嶋 祥剛  
保健予防課長 福士 秀徳  
市民病院事務局総務課長 阿部 崇  
介護保険課長 田澤 康治  
関係課長等

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北山 賢臣

議事調査課主幹 風 晴英 樹

**○赤平勇人委員長** ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、山田千里委員が体調不良のため、欠席となります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和6年第1回定例会提出予定案件について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないよう、お願いします。

最初に、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害のある方から配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことを求めており、改正法施行前においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていたものです。

法律の一部改正により、令和6年4月1日から事業者の障害のある方に対する合理的配慮が義務化されることに伴い、本市の条例についても所要の改正をするものです。

次に、「2 改正概要」についてであります。 社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮に関する事業者の規定について、努力義務から義務へと改めるものです。

最後に、「3 施行期日」についてであります。 令和6年4月1日を予定しています。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。 本条例は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令」等が令和6年1

月 25 日に公布されたことに伴い、所要の改正をするために制定するものであります。

次に、「2 改正する条例」を御覧ください。

本条例により改正しますのは、表に記載の 5 条例となります。

次に、「3 主な改正の概要」を御覧ください。

国の基準命令等が改正されることに伴い、本市の条例にも適用させるものです。

主な改正内容は、1 つに、条例番号 1、3 に係るもので、新サービス「就労選択支援」の基準を規定するものです。当該サービスは、障害者本人が就学先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものであり、人員、設備及び運営に関する基準を規定します。

2 つに、5 つ全ての条例に係るもので、意思決定支援を推進するための方策を規定するものです。障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することを明文化するものです。

3 つに、条例番号 2、4 に係るもので、地域移行等支援を推進するための取組を規定するものです。指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認を行うため、地域移行意思確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないことを規定するものです。

次のページになりますが、4 つに、条例番号 1、2、4 に係るもので、支援の質の確保について規定するものです。指定障害者支援施設等は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、同会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととするものです。また、指定障害者支援施設等は、同会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、同会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならないことを規定するものです。

5 つに、5 つ全ての条例に係るもので、相談支援の充実について規定するものです。障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないと規定するものです。

6 つに、条例番号 1、2、4 に係るもので、感染症発生時に備えた平時からの対応について規定するものです。新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療

等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者等は、県知事が指定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するものです。

そのほか、国の基準命令の見直しに伴う改正を行うものです。

「4 施行期日」ですが、令和6年4月1日から施行するものです。なお、新サービス「就労選択支援」に関する規定は政令で定める日からの施行となり、令和7年10月1日予定となっています。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、本条例は、国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」による書面掲示等のアナログ規制の点検・見直し方針に基づき、令和5年12月26日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正をするために制定するものです。

「2 改正内容」を御覧ください。

改正内容は（1）、（2）の2点になります。

（1）は「重要事項の公開に係る改正」です。運営規程の概要等の重要事項について、施設への掲示に加え、インターネットでの公開を義務づけるものです。改正内容は、現在の「重要事項を掲示しなければならない」との規定を「重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」との規定に改めるものです。

なお、青森市内の施設については、「ここd eサーチ」——これは、子ども・子育て支援情報公表システムにより、重要事項のインターネット公開は実施済みです。

（2）は「電磁的方法による書類の交付方法に係る改正」になります。電磁的方法による書類の交付方法について、特定の媒体を示さない規定に変更するものです。改正内容は、現在の「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方

法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」との規定を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイル」との規定に改めるものです。

次に、「3 施行期日」になります。

今回の改正のうち、第23条は令和6年4月1日から、第53条は公布の日から施行するものです。

説明は以上になります。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてです。

都道府県から中核市への幼稚園型認定こども園等の認定権限の移譲に伴い制定した青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例において、幼稚園型認定こども園に置く教育及び保育に従事する職員は、保育士もしくは幼稚園教諭またはその併有を原則としています。

しかしながら、当該条例施行前の県内の幼稚園型認定こども園の認定基準を定めていた青森県の条例では、保育の担い手確保の観点から、国の基準で定められた職員配置の特例に従い、当面の間、一部の職員に限り、小学校教諭、養護教諭、都道府県知事が幼稚園教諭または保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者——子育て支援員等の配置を認める特例が設けられていました。

本市の条例制定に当たり、この特例を廃止することによる施設等の不利益を勘案し、条例施行日の前日において現に存する認定こども園について、施行日から5年間は引き続き子育て支援員等の配置の特例を認める経過措置を設けたところです。

今般、令和6年3月31日に経過措置の5年間の満了するに当たり、市内の幼稚園型認定こども園における子育て支援員等の配置状況を踏まえ、特例を3年間延長するため、所要の改正をしようとするものです。

なお、幼稚園型認定こども園における子育て支援員等の配置状況につきましては、令和5年12月1日時点で、経過措置の対象となる11施設中6施設において、子育て支援員が配置されています。

次に、「2 改正内容」を御覧ください。

改正内容は（1）、（2）の2点になります。

(1)は「職員資格の経過措置の期間の延長に係る改正」です。条例施行日から5年間の経過措置を8年間に延長するものです。なお、この経過措置は、国の基準で定められた職員配置の特例であることから、国が基準を改正し、特例を認めないこととした場合は、施行日から8年以内でも条例を改正し、経過措置を終了することとなります。

(2)は「その他」です。その他所要の改正として、附則第3条第2項で引用する条文を第12条から第13条に正しく修正するものです。

次に、「3 施行期日」を御覧ください。

本条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、私から、1点だけ、お聞きしたいと思いますけれども、前回決めた施行日から5年間はという、この5年間なんですけれども、この5年間とした理由とといいますか、この5年間の考え方というのは、当時、どういったものだったのか教えてください。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 市では、認定こども園の、この幼稚園型以外は、子育て支援員は配置していない状況にありました。その中で、経過措置をつくるに当たって、5年間と。経過措置ですから、年数的には、おおむね5年間あれば、何とか解消できるんじゃないかといったことで5年間としたものです。

**○赤平勇人委員長** 了解しました。

ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和6年第1回定例会に提出を予定しております青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、「1 制定理由」についてですが、児童福祉法の一部を改正する法律及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係省令の整備により、国の基準である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されるため、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正をしようとするものです。

「2 改正概要」を御覧ください。

改正概要は2点になります。

1つに、自立支援計画策定に係る母子の意見聴取を行う規定を追加するものです。



フロー図の上段、左側の欄ですが、改正後の児童福祉法では、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見または意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を行う規定が新設されました。これに伴い、フロー図の中段ですが、国の基準が改正されたため、本市の条例についても同様の改正をするものです。

2つに、関係機関との連携に関する規定を整備するものです。フロー図の上段、中央の欄ですが、改正後の児童福祉法において、新たに里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられました。また、その右側の欄ですが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、婦人相談所が女性相談支援センターへ名称変更となります。これらに伴い、国の基準が改正されたため、本市の条例についても、フロー図の下段に記載のとおり、同様の改正をするものです。

次に、「3 施行期日」を御覧ください。

本条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上になります。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、「1 制定理由」ですが、本条例は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係する条例について、所要の改廃をするものです。

次に、「2 改廃する条例」ですが、本条例により改正するのは、条例番号1から15までの各条例であり、条例番号16は、介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限が令和6年3月31日までとなっていることから廃止するものです。

「3 改正の内容」ですが、「(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進」を図るため、アの「質の高い公正中立なケアマネジメント」を推進することとし、居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱いについて定めるほか、イの「医療と介護の連携の推進」のため、退院後のリハビリテーション計画を作成するに当たっては、医療機関が作成したリハビリテーション計画書を受け取り、内容を把握することを義務化するなどについて改正するものです。

次に、「(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応」を図るため、アの「リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等」を推進することとし、特定

施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化のほか、イの「自立支援・重度化防止に係る取組の推進」のため、ユニットケア施設の管理者は管理者研修を受講するよう努力義務化されたものです。

次に、「(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」の課題に対応するため、アの「生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり」を推進することとし、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるほか、イの「効果的なサービス提供の推進」を図るため、管理者の責務及び兼務範囲の明確化をするなどについて改正するものです。

次に、「(4) その他」としては、運営規程等の掲示について、原則として、ウェブサイトへの掲載を義務づけるよう見直すなどについて改正するものです。

次に、「4 施行期日」ですが、本条例の施行期日は、本年4月1日を予定しておりますが、条例番号5及び7の居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションに係るサービスについては、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、施行期日は令和6年6月1日となります。

説明は以上となります。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** もしなければ、これも、私から何点か、お聞きしたいと思います。

「3 改正の内容」の中で、まず、(1)の中のオの部分です。「福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し」ということなんですけれども、この中で、「一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択性の導入」というふうにあります。

私の認識では、これまでは、福祉用具というものは、基本的に、原則として、貸与が原則で、それで一部、例えば、腰かけ便座とか、浴槽だとか、そういう、直接、肌に触れるものについては、例外的に販売がされていたというふうなことだと思いますけれども、この貸与されていたものの一部というのは、具体的にどういったものになるのかお示してください。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 今、委員長がおっしゃった部分は福祉用具の部分でありますけれども、例えば、廉価で購入したほうが利用者の負担を抑えられる歩行器だとか、つえだとか、そういったものの一部の福祉用具について、貸与と販売の選択性が導入されるということになります。

**○赤平勇人委員長** となると、具体的に、これが販売になるというのは、まだ決まっていないということなんですか。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** そこは担当課の課長から。

**○田澤康治介護保険課長** 介護保険課長の田澤でございます。

今の選択性の導入については、歩行器やつえなどの一部ということなのですが、これは、ケアマネジャーが、比較的廉価だ、つまり購入したほうが負担を抑えられるというものは、貸与ではなく、購入でということを利用者に説明して、選択していただくというような制度であります。

**○赤平勇人委員長** 次に、「(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」の中のアの2番目、「生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化」、それからイの2つ目、「(看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し」、その項の4つ目の「介護支援専門員1人当たりの取扱件数」が変わるというふうなことで説明されておりますけれども、具体的に、これまでがどうで、これからどうしようとするのか、その部分も、ちょっと具体的に説明いただきたいと思います。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** まず、「生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化」ということですが、考え方とすれば、見守り機器等におけるテクノロジーの活用によっての人員配置基準の特例ということになります。

それで、細かい部分は、ちょっと担当課長からお話しますけれども、あと、「小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し」というのは、この管理者の兼務について定めるものです。

それで、あと、「介護支援専門員1人当たりの取扱件数」というのは、今まで介護支援専門員当たり基準とすれば35人だったんですけれども、要介護者数の数プラス要支援者かける3分の1の数であって、44人まで拡大、まあ、見れるようになるということとなります。

細かい補足は、ちょっと課長のほうから。

**○田澤康治介護保険課長** まず、1点目、(3)のアの「生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化」についてですが、現在、通常、要介護の利用者の数が3人、または、その端数を増すごとに1人以上の人員配置となっていました。こちらについては、要介護者の利用者が要件を満たす場合に、1以上ではなく、0.9以上とすることになります。その要件というのが、例えば、見守り機器のテクノロジーの複数活用等により、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われると認められる場合、こういった要件を満たした場合に、1人ではなく、0.9以上で可能ということになります。

2つ目の(3)のイの「小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し」になりますが、これまでは、兼務可能な範囲としては、併設している認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型の介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、それから介護老人保健施設、介護医療院、あるいは同一敷地内で定期巡回や訪問看護や相互事業、これらに管理者は限られていたけれども、これ以外のサービスにおいても、管理者は兼務可能ということで見直しが行われた

ものです。

3点目は、先ほど、お話ししたとおり、これまで利用者の数は35人、または、その端数を増すごとに1人でしたけれども、改正後は44人というところまで、原則、可能というところの改正であります。

以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次に、「2 改正内容」を御覧ください。

「(1) 介護保険料の改定」ですが、介護保険料は3年を1期とする市町村介護保険事業計画で定めることとされており、今回の青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定に伴い、改定しようとするものです。

第9期の介護保険料基準額は月額6824円で、第8期の6679円と比較し、145円の増となり、基準となる第5段階の保険料年額は8万1800円で、第8期の8万100円と比較し、1700円の増となっています。

段階別の保険料年額については、別紙「介護保険料段階表」のとおりです。

次に、「(2) 基準額に対する割合の変更」ですが、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までに係る基準額に対する割合が引き下げられたことから、本市の割合を国が示した割合である第1段階は0.455、軽減後が0.285、第2段階は0.685、軽減後が0.485、第3段階は0.69、軽減後が0.685に改正しようとするものです。

次に、「(3) 保険料減免の特例の対象期間の変更」ですが、世帯の生計を維持することが著しく困難であると認められる者を対象とする保険料減免の特例について、継続して減免できるようにするため、令和3年度から令和5年度までとなっている対象期間を令和6年度から令和8年度までに変更しようとするものです。

「3 施行期日」については、令和6年4月1日としています。

説明は以上となります。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 令和6年第1回青森市議会定例会に提案を予定しております青森市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」につきましては、児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、市町村において、子ども家庭総合支援拠点と母子健康包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である、こども家庭センターの設置が努力義務化されたことから、所要の改正をするものであります。

「2 改正内容」につきましては、法改正に伴い、条例に規定する母子健康包括支援センターの名称をこども家庭センターに改め、及び同法の引用条項を改めるものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

「4 法改正の内容」ですが、趣旨として、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う、こども家庭センターの設置の努力義務化等の措置を講じるものであります。

同センターは、児童福祉法に掲げる業務のほか、家庭からの相談等の業務のほか、母子保健に関する相談や保健指導、支援に関する計画の作成その他の支援等の事業を行うものとされております。

なお、5の参考のところに書いてありますが、本市におきましては、子育て支援課の子ども支援センターで行っていた育児支援事業と健康づくり推進課で行っていた母子保健事業の相談窓口の一本化及びワンストップ化を図るため、令和2年4月1日から、あおもり親子はぐくみプラザを設置しております。今般のこども家庭センターとしての機能を有するものとして、既に整備済みでありまして、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的な支援を行っているところであります。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和6年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「青森市清掃工場の破碎選別処理施設の再稼働に向けた火災対策整備工事について」、報告を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 青森市清掃工場の破碎選別処理施設の再稼働に向けました火災対策整備工事について御報告いたします。

お手元の配付資料の1ページ目を御覧ください。

初めに、青森市清掃工場の概要について御説明いたします。

青森市清掃工場は、可燃ごみの焼却施設と不燃ごみの破碎選別処理施設の2つの施設からなっております。設計及び建設から20年間の運営を一括して民間に委託するDBO方式により整備されたもので、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社を代表企業といたしますグループと契約を締結、平成27年4月より供用開始しております。施設の運営は、代表企業が100%出資して設立しました特別目的会社である青森エコクリエーション株式会社が行っているところであります。

次に、青森市清掃工場の火災の概要について御説明いたします。

約4年前の令和2年5月25日11時36分、不燃ごみを処理しておりました破碎選別処理施設の破碎物コンベヤーから出火し、運営事業者が初期消火に当たり、その後、消防の消火活動により、同日16時30分頃、鎮火したところであります。

施設の被害につきましては、同コンベヤー、一次磁選機、建物6階天井の一部などが焼損しましたが、幸い、負傷者はおりませんでした。

なお、同施設は、火災以降、休止している状況であります。

出火原因につきましては、消防本部の調査によりますと、携帯電話の電源でありますリチウムイオン電池が不燃ごみに混在し、破碎処理による衝撃で破損・ショートし、周囲の可燃物に着火・延焼したものと推定されております。

次に、お手元の配付資料の2ページ目を御覧ください。

これまでの運営事業者との協議であります。令和2年度の火災後から、出火原因、火災の責任と費用負担に関して、運営事業者と話し合いをしておりましたが、双方の主張に隔たりが大きく、協議が整わなかったことから、令和3年度からは、将来、訴訟に発展することも想定し、双方が弁護士を代理人に立て、火災の責任についての協議を進めながら、引き続き、出火原因や再発防止策に係る設備や運営上の検討を進めてまいりました。

これらの協議を行っている中、環境省から、令和4年3月31日付で、リチウム蓄電池等処理困難物対策集が公表され、全国で多発している清掃工場等での火災の原因として、リチウムイオン電池が特定されるケースが多く、リチウムイオン電池の特性として、破碎による衝撃を受けてから徐々に温度が上昇し、発煙・発火に至ることや、ごみの収集運搬、処理施設の処理段階での対策が例示されたところであります。

このような全国の事例等からも判断し、令和4年度には、代理人弁護士と共に、今回の火災に関しては、建設当初に想定し得なかったリチウムイオン電池によるも

のと断定し、徐々に温度が上昇して発火に至るリチウムイオン電池の特性を踏まえた改善対策の協議を継続することで一致したところであります。

その後、令和5年度に、環境省から公表されました対策集を参考に、安全な再稼働に向けた対策内容を整理し、火災の責任及び費用負担につきまして、代理人弁護士と共に運営事業者と話し合いを続け、今般、協議が整ったところであります。

次に、清掃工場火災対策整備工事等の概要であります。リチウムイオン電池の特性を踏まえた火災対策工事等の概要といたしまして、1つに、破砕物コンベヤー全域に設置する等の火災検知器及び消火散水ノズルの増設、コンベヤーベルトを難燃性ゴムから金属製に変更すること、さらにはコンベヤーに緊急排出シュートを新設すること、破砕機投入前の手選別に係る混入物監視要員の増員など、火災を起こさない、火災が発生しても被害を極小化できる施設としての対策を行います。

最後に、事業費であります。清掃工場火災対策整備工事に係る事業費といたしまして、令和6年度一般会計当初予算案に計上し、令和6年第1回定例会に提出予定としております。

報告は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** この事業費は、全て青森市が持ち出すのでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 今回の火災に関しましては、先ほども御説明しましたとおり、建設当初、想定し得なかったリチウムイオン電池による火災だということで、双方、弁護士を立てまして、断定したところであります。実際は、この約11億3000万円のうちの大部分が、半分以上が火災保険で対応するというところで、市での新たな整備というふうな形で対応していきたいというふうに考えているところであります。

**○赤平勇人委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 市の持ち出しはいくらになるんですか。

**○赤平勇人委員長** 環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 市の持ち出しは、先ほども御説明したとおり、まず火災保険として約52%、それで市の負担としましては、市債を含めまして約48%ということになります。

**○赤平勇人委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** いや、全然、納得できていなくて、この文章を見ていたら、すごく腑に落ちないところばかりなんですけれども、前は、携帯の電池ではなくて、普通の乾電池じゃなかったでしたか。違いましたか。私の勘違いだったら、まず、ごめんなさい。これが1つ。

それで、次。前、私は議会でも取り上げたんですけども、そもそも、火災検知

器とスプリンクラーがついていなかったんですよね——ついていたんですか。ついてたけれども、また、新たにつけるといふことなんですか。ちょっと、この2点。

**○赤平勇人委員長** 環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 一般的な清掃工場の火災というものに関しましては、今、中村委員から御説明があった、いわゆる乾電池とか、あと、スプレー缶、こういったものが火災の一番の原因ではあるんですけども、その場合は、破碎した瞬間に爆発とか、発火を起こすというようなことでありまして、今回の火災に関しましては、破碎した後に、徐々に発熱して、発火に至るといふことで、破碎機から、かなりコンベアーで上がった、図面にも書いているような場所で発火したといふことで、そういう意味では、これまでの一般的な火災とは少し異なる事例ではないかといふことで判断しております。

もう1つ、スプリンクラーは、今回は、もともと消火散水ノズルといたしました15か所についておりましたが、それだけでは、今回、消火できなかったといふこともありまして、全部で57か所ほど増設する予定であります。

**○赤平勇人委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 個人的には、そもそも、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社とかが、前に私は言ったと思うんですけども、ある程度、やっぱり想定して、設計の段階でやれたんじゃないかなと思っ、すごく納得いかない。

この火災で、いまだに引き続いてあるといふのが、ちょっと個人的に納得できないまま、一応、今日は終わりますけれども、40億円も出すんですよ、市は。いやあ、ちょっと納得できない。本当、ごめんなさい。

以上です。

**○赤平勇人委員長** ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「外ヶ浜町ごみ処理施設改修工事期間中の可燃ごみ及びし尿汚泥等の受入れについて」、報告を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 外ヶ浜町ごみ処理施設改修工事期間中の可燃ごみ及びし尿汚泥等の受入れについて御報告いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。

初めに、概要であります、外ヶ浜町では、平成22年に整備したごみ処理施設であるグリーンハート外ヶ浜について、老朽化が進んでいることから、大規模改修工事を予定しておりまして、令和5年11月10日付であります、外ヶ浜町から、施設の改修工事期間中に同町から出されます可燃ごみを青森市清掃工場で受け入れてほしい旨の依頼があったものであります。

また、同施設では、青森地域広域事務組合が管理運営する、し尿処理施設である



上磯地区クリーンセンターで発生します脱水ケーキ、し渣といった、し尿汚泥等を焼却処理していることから、令和5年12月25日付で同組合からも、施設の改修工事期間中に発生します、し尿汚泥等の青森市清掃工場での受入れについて、依頼があったものであります。

次に、青森地域広域事務組合及び外ヶ浜町からの依頼内容であります。受入れ期間につきましては、令和6年8月20日から令和7年3月10日まで、搬入予定量については、可燃ごみが約880トン、し尿汚泥等が約160トンの合計で約1040トンとなっております。

次に、青森地域広域事務組合及び外ヶ浜町からの依頼に対する本市の対応であります。資料下の表を御覧ください。

青森市清掃工場での可燃ごみ処理可能量、年間8万4567トンに対しまして、令和6年度可燃ごみ排出見込み量は、青森地区及び平内町・今別町・蓬田村の広域町村からの可燃ごみが7万4951トンと推計されておまして、これに青森地域広域事務組合及び外ヶ浜町から受入れ依頼のあった可燃ごみ及びし尿汚泥等の搬入予定量の1040トンを加えますと7万5991トンとなり、差引き8576トンの受入れ余裕量があるため、可燃ごみ等の受入れ処理を引き受けることが可能な状況でありますことから、このたび、青森地域広域事務組合及び外ヶ浜町からの依頼を受け入れたいと考えております。

なお、可燃ごみ及びし尿汚泥等の受入れに当たりましては、平内町・今別町・蓬田村の広域町村と契約しております。ごみ処理単価とし、令和6年度の当初予算案に、歳入といたしまして、1144万円を計上する予定であります。

外ヶ浜町ごみ処理施設改修工事期間中の可燃ごみ及びし尿汚泥等の受入れについての報告は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「訴訟について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 訴訟について御報告いたします。

令和6年1月11日に青森市地方裁判所から訴状の送達がありました。

原告は、青森市内児童手当認定請求者であり、青森市及び国を被告とする損害賠償請求訴訟です。

この経緯についてであります。2ページ目になります。

令和5年3月23日、原告は、子育て支援課において、夫と離婚を前提に別居しており、原告が子らと同居していることから、児童手当の受給資格者を夫から原告に変更したい旨の相談があったところです。子育て支援課では、国の解説等に基づき、児童手当制度では、原則として、住民票上の住所地を居住地として判断していることを踏まえ、原則住民票上の住所の別居が要件となっていることを説明し、別

居実態に基づいて住民票を異動するよう説明したところです。

その後、別居実態を明らかにした挙証資料が7月に提出されたことから、8月分以降は原告に支給され、令和5年4月分から7月分までの児童手当は、当時、受給資格のあった子の父に支払われたものです。

原告の主張は、住民票を異動しない限り、児童手当の受給者を自身に変更することはできないものと誤認した。よって、令和5年4月分から7月分までの児童手当を受給できなかったという訴えになります。

前のページに戻っていただいて、「【訴訟の概要】」の3つ目の「○訴えの内容（請求の原因）」になります。

被告青森市は、原告に対し、児童手当について児童手当法に反した誤った内容の説明をした。また、被告国は、市町村に技術的助言をするに当たって、児童手当法の解釈について誤解を招く内容の通知をした。これらにより、原告は児童手当を受給する利益ないし機会を喪失したことから、主位的に、被告らに、国家賠償法第1条1項に基づく損害賠償を、予備的に、被告青森市に対し、未払いの児童手当の支払いを請求するとしています。

請求の趣旨としては、1つに、主位的請求として、被告らは、原告に対し、連帯して、金41万円及びこれに対する令和5年3月23日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え、2つに、主位的請求が認められなかったときの予備的請求として、被告青森市は、原告に対し、金8万円及びこれに対する令和5年10月14日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え、3つに、訴訟費用は、被告らの負担とするとの判決及び仮執行の宣言を求めています。

市としては、今後、弁護士と相談の上、適切に対応してまいります。

報告は以上です。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

本計画については、昨年11月27日から12月26日までの1か月間、わたしの意見提案制度を実施し、市民の皆様から御意見を募集いたしましたが、「3 提出された意見」に記載のとおり、寄せられた御意見はありませんでした。

続いて、資料2の第9期計画の概要版を御覧ください。

「I 計画策定の趣旨と位置付け等」ですが、計画の趣旨は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けることができるよう、医療、介

護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るために策定するものです。

計画の位置づけですが、本計画は、老人福祉計画、介護保険事業計画等をつなぎ合わせた総合的な計画として策定しています。

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

検討組織は、医療・福祉関係者、学識経験者等で組織される青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会であり、本計画は、これまで3回の審議を経て、取りまとめたものです。

「Ⅱ 高齢者の現状と動向」については、グラフで示していますが、高齢者人口は令和12年をピークに減少していくものの、要介護等認定者数は、団塊の世代全てが令和17年には85歳以上となることから、認定者数は増加していくことが予想されます。

「Ⅲ 施策体系図」については、昨年11月21日開催の本協議会で御説明いたしましたが、本計画の基本理念を「住み慣れた地域で人と人がつながり・支え合い高齢者が安心して自立した暮らしができるまちを創る」とし、この基本理念を支える大きな柱として5つの基本方向と基本方向を推進するための施策となっています。

「Ⅳ 分野別施策と主な取組」であります。施策に係る主な取組の内容となっています。

「Ⅴ 主な指標」であります。主な取組として掲げた施策ごとに設定し、全部で55項目の目標値を設定しています。

「Ⅵ 進行管理等」は、毎年度、分科会で計画の進捗状況の点検・評価を行い、市ホームページで公表することとしています。

続いて、2ページの「Ⅶ 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等」を御覧ください。

「1 介護保険料基準額」は、月額6824円で、第8期と比較し145円、2.2%増となっています。

「2 介護保険料に影響する要素」ですが、1つに、国の介護報酬改定率が1.59%増となったこと、2つに、国が低所得者である第1段階から第3段階までの保険料の軽減を拡大したこと、3つに、施設等の整備として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護など、7施設6事業所の整備、4つに、高齢者人口や要介護認定者数の増加に伴うサービス利用量の増加が外部環境として、介護保険料に影響を及ぼす要素となりますが、5つに、これらの影響による保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付費準備基金を13億円活用することとしたところです。

この結果、右側の「3 第9期介護保険料段階」ですが、真ん中、太枠の基準となる第5段階では、第8期では保険料年額が8万100円から第9期は8万1800円の1700円増額となったところです。なお、第1段階から第3段階までは、減額と

なっています。

資料3は、本計画の詳細な内容となっております。

今後、わたしの意見提案制度の実施結果及び本計画を市ホームページへ掲載するほか、令和6年4月1日から4月30日までの間、駅前庁舎、各市民センター等において縦覧を行うこととしています。

なお、令和6年度から令和8年度までの介護保険料等については、先ほどの報告事項である令和6年第1回定例会提出予定案件で御説明した青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定として提出し、御審議を頂くこととしております。

説明は以上となります。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「『青森市急病センター』について」、報告を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 青森市急病センターについて御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

市役所本庁舎に隣接して設置しております青森市急病センターは、令和2年6月22日から、新型コロナの感染拡大を防止し、検査体制の強化を図る地域外来・検査センターとして、市医師会の御協力の下、運営しており、令和5年5月8日の新型コロナの5類移行及び今般の感染状況を踏まえた上で、今後の体制について、市医師会と協議した結果、令和6年4月からは、従来の青森市急病センターとして運営することとしたものであります。

その診療体制につきましては、これまでも市医師会から当番医を派遣していただき、診療を行ってきたところであります。医師会から、開業医の減少や高齢化に伴い、従前の体制での当番医の派遣は非常に困難な状況になっているとの申入れがあったことから、関係医療機関などとも協議を行い、さらには医療関係者から構成されている青森市急病センター運営審議会において、今後の急病センターの診療体制について審議いただいた結果を踏まえ、令和6年4月以降の診療体制を当面の間、記載のとおりとするものであります。

その内容であります。現在の地域外来・検査センターは、令和2年6月22日から現在においても、毎日、夜間に発熱外来として内科・小児科の診療を行っているところです。令和6年4月からは急病センターへ移行となりますが、診療体制を見直し、診療科目は内科・小児科・外科の3科とし、診療日については火曜・木曜・土曜・日曜、また、5月の連休時及び年末年始の期間において、19時から22時まで診療することといたします。

なお、今後の診療体制等につきましては、当面、このような体制とはなりますが、引き続き、市医師会、また、関係医療機関と協議をしております。

次に、急病センター休診日の対応、また、周知についてであります。休診日に

応急処置が必要な患者さんにおかれましては、村上新町病院など、夜間在宅当番医、及び、現在、調整中ではありますが、夜間診療が対応可能な病院、こちらは「広報あおもり」等に掲載するほか、救急病院紹介で御案内をいたしますが、こちらの病院を受診していただくほか、こども医療でんわ相談「#8000」や、夜間お薬相談などを御利用いただきたいと思います。

なお、当面の間、急病センター休診日には、電話や窓口対応のため、事務員を引き続き配置いたします。

周知につきましては、「広報あおもり」3月1日号より順次お知らせするとともに、ホームページ、SNS、また、関係機関等を通じて情報提供するなど、広く周知を行ってまいります。

参考として、夜間・休日の医療救急体制について記載しております。

初期救急、いわゆる比較的症状の軽い救急患者の対応といたしまして、急病センター及び夜間在宅当番医が担うこととなっております。二次救急——手術や入院治療を必要とする重症の救急患者に対応するのは、市民病院、県立中央病院、青森新都市病院、あおもり協立病院が輪番制で担当しております。三次救急——重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者においては、県立中央病院の救命救急センターが担う体制となっております。

保健部といたしましては、引き続き、市医師会及び関係医療機関などと連携し、救急医療体制の維持に努めてまいります。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** 現在の地域外来・検査センターにおいては、1日の利用者というか、どのくらいの件数があるんですか。

**○赤平勇人委員長** 保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 1日の——まあ、その曜日や月によって差がありますが、大体、土日で約40人、平日は、その半分の20人、少ない日では10人以下と。大分、コロナや、現在、ちょっとインフルエンザがはやってきましたけれども、そういう状況であります。

**○赤平勇人委員長** 小豆畑委員、大丈夫ですか。

**○小豆畑緑委員** はい、大丈夫です。

**○赤平勇人委員長** ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「令和6年能登半島地震に係る保健師の応援派遣について」、報告を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 令和6年能登半島地震に係る本市保健師の応援派遣につい

て御説明いたします。

お手元に配付しました資料を御覧ください。

令和6年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震につきまして、国からの追加応援派遣の要請に基づき、県から、1月19日に本市へ保健師の応援派遣の要請がありまして、現在、本市の保健師を派遣しております。

派遣先は、県が先行して応援派遣しておりました石川県穴水町となっております。

派遣期間につきましては、今月、2月1日から3月13日までの予定でありまして、1班のチームで7日間の期間を入れ替わり、第8班までの体制で、計8名の保健師を派遣いたします。

活動内容は、保健師業務として、主に、避難所における住民の健康支援・衛生管理業務や在宅における要支援者の健康管理業務となっております。

活動体制は、本市保健師1名のほか、青森県または八戸市の保健師1名と青森県事務職員1名で、合わせて3名を1班のチームとして活動しております。

また、現地へ派遣した本市の保健師からは、直近の活動状況として、高齢者の方の個別のお宅訪問ですとか、避難所の巡回支援を行っているという報告を受けております。

今後、状況に応じて、県と連携して、健康支援等の対応に努めてまいります。

私からの説明は以上です。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「共同経営・統合新病院に関する報告について」、報告を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** 共同経営・統合新病院について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、第3回青森市統合新病院整備場所等検討会議についてですが、令和6年1月26日、統合新病院の整備に望ましい場所等について、まちづくり等の観点から御意見を頂くため、学識経験者、医療関係者等、医療を受ける立場にある者、10名の方に御出席いただき、会議を開催しました。当日、欠席された2名の方から頂いた御意見も加えた議事要旨につきましては、別紙1のとおりですが、会議では、整備場所に係る意見として、青い森セントラルパークについては、総合的なまちづくりの観点から望ましい、旧県立青森商業高校及び県立中央病院敷地については、救急搬送の面で信頼性と安心感があることから望ましいなどの御意見を頂いたところです。また、跡地利用の方向性につきましては、青森市民病院も県立中央病院も市の立地適正化計画の中で地区拠点区域にあることから、跡地になるような場合には、その活用についても、それに沿った都市機能が集積されるように検討すべきなどの御意見を頂きました。

この議事要旨につきましては、本日から、ホームページで公開するほか、会議の様子は、青森市公式ユーチューブチャンネルで公開しております。

このほか、「広報あおもり」3月15日号へ概要を掲載することとしており、広く市民の皆様に情報共有を図ることとしております。

なお、第3回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議を、2月23日金曜日13時から、ホテル青森において、公開で開催することとしており、開催案内につきましては、本日中に各議員のタブレットへ配信させていただくこととしております。

続きまして、「共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の見直し（案）について」になりますが、1の概要を御覧ください。

令和4年8月に取りまとめた共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項につきまして、有識者から頂いた御意見等を踏まえ、現時点において見直すこととした内容を「共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の見直し（案）」として取りまとめたところです。

具体的な見直し内容につきましては、別紙2を御覧いただきたいと思います。赤字で記載している部分が、今回、見直した箇所となります。

まず、1ページの一番下、項目の「(3) 病床規模」につきましては、資料の向かって左側、現行で800床から900床としていた一般病床数について、右側の「見直し（案）」では、人口減少や季節変動等を踏まえた適切な病床利用率等を基に算定し、750床に見直ししています。また、これに加え、感染症病床などの一般病床以外の病床について、必要病床数等を検討の上、設定することとしており、開院時には750床プラスアルファの病床数を確保することとしております。

なお、有識者会議におきまして、現在の両病院の入院患者数が717人程度であり、今後の人口減少等を考慮すれば、750床でも患者の受入れは可能と思われるといった御意見を頂いております。

資料の2ページを御覧ください。

「(4) 整備場所」につきましては、本市のまちづくり等の観点から、統合新病院の整備に望ましい場所等について意見聴取を行うため、青森市統合新病院整備場所等検討会議を開催しており、その検討状況等を踏まえて、今回、見直しを行うものであります。具体的には、候補地選定の観点のうち、③について、民有地なども含めて検討していることを踏まえ、「できる限り」という文言を追加したほか、⑤としまして、「医療従事者や患者・家族など多くの方が集まる拠点として、まちづくりの観点から適している」を追加しております。また、留意事項等につきましても、民有地なども含めて検討していることを踏まえ、検討対象地に、現行の3か所に、④として、「上記以外の県有地、市有地及び民有地のうち、適当と考えられる場所（検討中）」を加えることとしたものです。

続いて、3ページを御覧ください。

「(7) 地域の医療機関との連携推進」につきましては、①としまして、統合効

果の早期発現等に向け、青森県と青森市による地域医療連携推進法人を令和6年度中に設立する、②としまして、青森地域保健医療圏において、連携推進法人の設立を視野に入れ、回復期機能を有する医療機関や一次・二次救急を担う医療機関等との連携体制を構築することとしております。

4ページを御覧ください。

「(8) 地域医療を支える仕組み」につきましては、項目名も含め、見直しを行っております。統合新病院では、病院統合を契機として、県内の自治体病院等との連携を強化し、医師配置や応援医師の派遣など、県全域の地域医療を支える仕組みづくりを構築していくこととしておりますが、この仕組みにつきましては、統合新病院が単独で構築できるものではないことから、医師等の医療従事者養成機関でもある大学等との連携強化や、地域医療連携推進法人制度の活用を図ることとしております。

「(10) 開院時期」につきましては、これまで基本的事項で示しておりませんが、目標もなく、漫然と検討するだけでは、統合新病院整備に向けたソフト・ハード両面にわたる検討が進まず、早期開院の実現に支障となるおそれがあると考え、今回、新たに項目を追加するものであります。この開院時期の目標につきましては、令和12年3月頃を目途としており、これは、最近の病院整備の事例、次期保健医療計画との整合などを考慮した有識者会議の御意見を踏まえたものであり、目標としては非常に厳しいものと考えておりますけれども、今後、施設整備に係る具体的な検討等の状況に応じて、必要な見直しを行うこととしておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

5ページを御覧ください。

今後の方針になりますが、「見直し(案)」では、検討の進め方について、新たに設置した有識者会議の御意見等を踏まえながら進めていくこととしています。また、基本構想・計画の策定期間につきましては、現行では令和5年度中を目途としておりましたが、統合新病院の整備に関しては、様々な論点があり、市民の皆様から納得いただける形で丁寧に議論を進めていくことが重要であると考えておりますことから、時期を令和6年度中の策定に変更することとしたところですが、できるだけ早期の策定に向け、市の関係部局や青森県と連携して取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** まず、私の発言の訂正からさせていただきます。



先ほど、青森市清掃工場の市の持ち出しが40億円もあるのは納得いかないと言いましたが、40億円じゃなかったですね。すみませんでした。（「桁が違う」と呼ぶ者あり）桁が違いましたね。

それで、あと、一方で、まだ納得していないのが、今日は、ちょっと、お答えいただくのは難しいと思うので、あとで教えてほしいんですけども、やはり、私は、平成30年度の火災があったときに、市側の答弁は、火災報知器だとか、スプリンクラーを増設するというお話でした。それで、平成28年度の火災から、そういう火災報知器やスプリンクラーを増やして、平成30年度のときにも、また、火災報知器やスプリンクラーを増やして、それで、令和元年度の12月に再稼働したのにもかかわらず、その1年5か月後ですか――に、また同じようなこともあったので、それぞれ、いつ、何を増やして駄目だったのか、それで最後に今の計画に至ったのか、その時系列を、ちょっと、あとで、時間がかかってもいいので、教えてほしいと思います。

以上です。

**○赤平勇人委員長** 環境部長、よろしいですか――はい。

ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、質疑は、これにて終了いたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

**（ 会 議 終 了 ）**